

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）5条1項及び3項の規定による愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人の母（以下「母」という。）に対し令和5年3月8日付けで行った愛の手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

手帳の更新で知能測定値やその他聴取内容から総合的に判断して非該当となったが、検査の数日後から（聴取時には伝えていなかった）異食や問題行動が現れ、3か月様子を見ても改善の様子が見られない。本来、判定後の状態の悪化は再判定が妥当だと理解しているが、その間必要な支援が受けられないことがとても不安である。

本来6歳で更新予定であったが、就学前に検査した関係で、7歳6か月での更新手続をした。6歳での知能指数は63だった（別紙として、令和3年9月16日の検査結果が添付されている。）。今回の結果はこの時の経験も加味してのことだと思う。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 6月 7日	諮問
令和6年 8月 29日	審議（第91回第1部会）
令和6年 9月 13日	審議（第92回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 都要綱等の定め

- (1) 都要綱1条は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とすると定め、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置された児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置された東京都心身障害者福祉センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付すると定める。
- (2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳未満の場合にあっては児童相談所を判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、都要綱3条4項及び4条は、愛の手帳交付申請書を受理した児童相談所長は、総合判定基準表（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）及び被判定者が6歳から17歳までである場合は都要綱別表3「知的障害（愛の手帳）判定基準表（6歳 就学後～17歳 児童）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条3項は、同条1項の規定

により交付申請を却下するときは、愛の手帳交付申請却下通知書により請求人に通知するものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」は「4度（軽度）」と判定され、「各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるとき」は「程度不明」に該当するとされており、最も重度である「1度（最重度）」から最も軽度である「4度（軽度）」までの度数及び「程度不明」のいずれにも該当しないと判定されたときは「非該当」に当たるとされている。

- (3) 都要綱8条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により処分庁に更新の申請をしなければならないとし、また、都要綱10条は、8条の規定による手帳の更新については、3条、5条及び6条の規定を準用するとしている。
- (4) 都要綱14条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

## 2 請求人の知的障害に係る総合判定について

上記1の都要綱及び〇〇児相所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

### (1) 個別判定基準表によるプロフィール

〇〇児相所長は、請求人及び母に対する面接、聴取り調査等により得られた所見に基づき、おおむね下記アないしクのとおり判定していることが認められる。

#### ア 「知能測定値」について

知能検査の結果は、IQ78と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」

の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

#### イ 「学習能力」について

語彙問題のリンゴ、ねこ、キュウリを英語で答え、13までの数概念があり、10までの数字の読み書きも可能である。絵などの手がかりで、1桁どうしの足し算が答えられる。知能検査の6歳級の課題も一部回答している。また、平仮名・片仮名の読み書きができ、通信教育で漢字の練習を始めていること、文章も時計も読むことができること母から聴取している。

以上により、個別判定基準表における「簡単な読み、書き、計算がほぼ可能」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

#### ウ 「作業能力」について

知能検査では、検査者の指示に従い行動することができ、5歳級の手の巧緻性を見る課題に正しく操作できていたことが確認されている。母から、大人の指示により、身辺処理等の日常作業は可能と聴取している。

以上により、個別判定基準表における「単純な作業が可能」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

#### エ 「社会性」について

学校では友人と遊ぶなど、交流は可能であるものの、行事や集団場面では集中できず、説明が聞けないことやふざけてしまうことがあるなどを母から聴取している。検査場面では、立ち歩くこともなく集中して取り組んでいること、後半やや注意がそれてしまうこともあったが、声掛けにより課題に戻ることができていること、社会性は概ね年齢相応に身につけていることが確認されている。

以上により、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

#### オ 「意思疎通」について

やや発音が不明瞭な点はあるが、日常生活のやりとりはできる。自分の要求や言いたいことなどは沢山話すことができるが、母が学校のことを聞いてもあまり答えが返ってこないことを母から聴取している。（話が）やや一方的になりがちな面はあるが、それだけ話をすることができ、検査場面でも児童心理司の指示を理解し、6歳

級の問題にも正答していることが確認されている。

以上により、個別判定基準表における「日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

カ 「身体的健康」について

発達面の相談で通院したクリニックで、自閉症スペクトラムの診断を受けているが、定期的な通院はしておらず、服薬もしていない。健康面で特に注意を必要としないことを、母から聴取している。

以上により、請求人は、身体的健康については年齢相応の発達水準にあり、個別判定基準表における「健康であり、特に注意を必要としない。」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

キ 「日常行動」について

自傷や他害、器物破損、奇声等の行動障害はない。3歳まではこだわり行動がみられたが、現在は、揚面に応じて気持ちの切り替えができるようになってきている。注意が散漫となって、危険に対する配慮が必要な場面はあるものの、日常的な配慮が常時必要という状況ではないことを母から聴取している。

以上により、個別判定基準表における「日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない。」の区分を上回るものとして、非該当と判定されている。

ク 「基本的生活」について

食事、排泄、入浴は自立している。着脱衣については、特に支障なく行えているが、時に前後を間違えることがある。身だしなみについては、声掛けが必要であることを母から聴取している。基本的な生活能力については、おおむね年齢相応の発達と考えられる。

以上により、個別判定基準表における「身近生活の処理が可能」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、8項目全てが非該当とされている。

上記各項目における障害の程度の判定は、請求人及び母に対する面接、聴取り調査等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、児童相談所におけ

る専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められる。

## (2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「知的障害を認めず」と、心理学的所見欄には「CA7：6 MA5：10 IQ78（田中ビネーV式）」と、社会診断所見欄には「何らかの社会的支援は必要だが手帳取得には該当しない」と記載されている。

## (3) 総合判定

本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、8項目全てが非該当とされており、上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の知的障害の程度は、処遇上、重度から軽度までに該当するものとは認められず、判定不能でもない。

よって、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「前各号（1度（最重度）から4度（軽度）まで及び程度不明）に該当しないと判定したとき」に該当するものとして、「非該当」と判断するのが相当である。

したがって、本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

## 3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のことから、本件処分が違法又は不当である旨主張している。

しかし、上記1・(2)及び(3)のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、「非該当」と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当であるということとはできない。

## 4 付言

本件審査請求の結論を左右するものではないが、都要綱に基づく手帳交付決定の処分性について、以下付言する。

本答申は、愛の手帳の交付決定が行政不服審査法の対象である処分に該当することを前提としたものである。東京都においては、愛の手帳交付申請却下通知書（上記1・(2)）において審査請求に関する教示が記載されていることから明らかなように、同様の前提に立つもの

である。

愛の手帳は、昭和42年4月から知事の策定した要綱に基づき制度化された沿革をもつものであり、要綱に基づく当該手帳交付決定に処分性が肯定できるのか、疑問を提示する見解も見られるところである。こうした事情に鑑みて、当審査会の見解を記すこととしたい。

確かに、知的障害者福祉法においては、他の関連法令で障害者にかかる手帳交付について明文規定を設けているのと比較すると、そうした規定は存在しない状況にある。しかしながら、関連法令も含めて解釈するならば、愛の手帳制度は、知的障害者福祉法が同法の趣旨に沿って知事に対して制度運営を委ねていることに依拠した仕組みであり、同法が予定している手帳交付制度であると解することができる（埼玉県知事が要綱に基づき制度化した類似の手帳制度に関して、同じ法解釈を展開する裁判例として東京高等裁判所平成13年6月26日判決・裁判所ウェブサイト掲載判例がある。）。換言すれば、愛の手帳の交付決定は、同法の委任を受けて、知事の要綱によって制度化された処分である。この点で、法律の委任を受けずに知事限りで要綱により制度化された行政措置とは区別されるべき性格のものである。

したがって、愛の手帳の交付決定は行政不服審査法や行政事件訴訟法との関係で処分として位置付けられるほか、行政手続法との関係においても処分に該当し、同法の定める手続規律を遵守することが要請される。東京都においては、これまでも上記却下通知書において「交付申請を却下した理由」の欄を設けて理由提示に努めてきたところであり、継続した運用が望まれる。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙1及び別紙2（略）